電事連会長 定例会見要旨 (2023年4月14日)

電事連会長の池辺です。よろしくお願いいたします。本日、私からは、1点目として「カルテルに係る公正取引委員会からの申し入れに対する対応」、2点目として「行為規制等遵守に向けた業界大の取り組み」、3点目として「GX 脱炭素電源法案の審議」について申し上げたいと思います。

<カルテルに係る公正取引委員会からの申し入れに対する対応について>

はじめに、「カルテルに係る公正取引委員会からの申し入れに対する対応」について申し上げます。

3月30日、一部の電力会社が、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除 措置命令および課徴金納付命令を受けました。

従来から申し上げている通り、電事連として個別の案件については関与・把握しておらず、コメントは差し控えさせていただきますが、一連の事案でお騒がせしておりますことを、業界としてお詫び申し上げます。

私が社長を務めます九州電力としても、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。お客さまをはじめ、関係者の皆さまには、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。九州電力としては、現在、各命令の内容を精査・確認のうえ、今後の対応を慎重に検討しているところであり、今後の対応が決まりましたら改めてご説明させていただきたいと考えております。

電事連は、独占禁止法の違反行為に係る命令対象とはなっていないものの、違反 行為の再発防止に関する申し入れを受領しております。この申し入れを受けて、3 月 30 日当日のうちに、電事連会長として、各社社長に対し、独占禁止法等関係法 令の遵守を徹底すること、競争情報を適切に管理し、不適切な情報交換を行わない こと、各社間で疑念を抱かれるような場の設定を控えることについて周知いたしま した。 また、お手元の資料1にあります通り、電事連として公正取引委員会からの申し入れを踏まえ、小売供給に係る営業活動の方針などの情報交換があったかどうかを把握するため、本日、社外弁護士による専門チームを組成し、調査を行うことといたしました。今回、違反行為を指摘された各社に対するヒアリングや、その結果を踏まえて選定した対象者へのアンケートについても、このチームで実施することとし、できるだけ早く取り掛かれるよう、現在準備を進めているところです。

当該調査結果を踏まえ、必要な対策を洗い出し、行動規範に規定するとともに、 各社や電事連の業務運営に反映していくこととしております。今後さらに、独占禁 止法の遵守と競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営を徹底してま いります。

<行為規制等遵守に向けた業界大の取り組みについて>

続いて、「行為規制等遵守に向けた業界大の取り組み」について申し上げます。 別添資料 2 をご覧ください。

電事連では、外部専門家を中心とするコンプライアンス推進本部を設置し、各社の取り組みに横ぐしを刺し、チェック体制を整えることを、先月の会長会見でご紹介しておりました。今回、第三者の視点を取り入れつつ、資料に記載の内容を行っていくことについて、本日の企業倫理等委員会で合意いたしました。体制については、各社のリスク管理体制として、現業部門、リスク管理部門、内部監査部門という「3つのディフェンスライン」が機能しているかを確認すること、内容については、特に重要な3点「リスクの洗い出しが確実にできているか」、「3つのディフェンスラインの役割が明確化されているか」、「定期的にモニタリングできているか」を優先的に確認していくこと、これらの確認を本年6月末までに進めたうえで、以降は確認結果を踏まえ個別の項目を更に深掘りしていくとともに、順次PDCAを回していくことを決定したものです。

並行して、送配電側においても、全ての一般送配電事業者において、システム面の対策や体制・仕組みの整備などの再発防止策を講じるとともに、送配電網協議会

においては、外部有識者も参加する「送配電コンプライアンス委員会」を立ち上げ、 不適切事案および再発防止策を共有して改善点の検討を進め、一般送配電事業者の 中立性・公平性確保を目指していくこととしています。これらによって、業界全体 で今回の事案に対応してまいります。

引き続き、電力業界として、コンプライアンスの徹底に、真摯かつ不断に取り組むことを通じて、社会の皆さまからの信頼の回復に努めてまいります。

<GX 脱炭素電源法案の審議について>

続いて、「GX脱炭素電源法案の審議」について申し上げます。

「GX 実現に向けた基本方針」を踏まえ、地域と共生した再エネの最大限の導入促進と、安全確保を大前提とした原子力の活用と廃炉の推進に向けた「GX 脱炭素電源法案」が国会へ提出され、現在審議されております。

2050 年カーボンニュートラルの達成に向けては、電化を推進し、その電気を再 エネや原子力といった脱炭素電源で供給していくことが必要です。再エネについて は、系統整備に必要な資金調達などの環境整備とともに、既存の再エネを最大限活 用するための追加投資の促進や、地域と共生した再エネ導入のための規律強化など が示されております。

原子力については、「原子力基本法」において、安全最優先の原則に加え、エネルギーの安定供給や脱炭素化への貢献といった原子力利用の価値が明確にされました。また、国が原子力発電を適切に活用するために講ずる施策として、原子力の技術や人材などの産業基盤の維持・強化や、再処理・廃止措置・最終処分の着実な実施などが示されております。さらに、基本法以外の関連法案には、高経年化した原子炉に対する規制の厳格化、運転期間に関する規律の整備、円滑かつ着実な廃止措置の推進についても盛り込まれております。

これらは、我が国固有の事情を踏まえたエネルギーの安定供給や、それを前提とした脱炭素化の実現に向けて、大変意義のあるものと考えております。私ども電気

事業者としては、安定供給確保と 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、 引き続き、再エネや、安全確保を大前提とした原子力発電の最大限の活用、火力発 電の脱炭素化、電化の推進など、需給両面であらゆる対策を講じてまいります。

<最後に>

本日のテーマ3点は以上になりますが、最後に、夏の電力需給について、一言申し上げます。

冬については、3月31日で節電期間が終了いたしました。節電にご協力をいただいた多くの皆さま、節電のご協力の呼びかけを行っていただいた報道機関の皆さまに、厚く御礼を申し上げます。本年の夏についても、7月の東京エリアの予備率が3.0%という厳しい見通しが示されております。安定供給上最低限必要な予備率は確保できているものの、依然として、ウクライナ情勢の影響等による燃料供給途絶リスクは継続しておりますし、想定を超える気温上昇による電力需要の増加等にも備えておくことが必要です。私どもとしても、更なる供給力確保など最大限努力してまいりますが、皆さまにおかれましても、効率的なエネルギーのご使用に取り組んでいただきますようお願いいたします。

本日、私からは以上です。

以上

4/14のプレスリリースにおいて、冒頭の記載に誤りがありましたので、以下の通り訂正の上、お詫び申し上げます。 誤:3月30日、弊会会員4社及びその子会社2社が、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令書 および課徴金納付命令書を受領いたしました。

正:3月30日、公正取引委員会より、旧一般電気業者等が、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと公表されました。

理由:公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書・課徴金納付命令書を受領したのは 4 社ではなく 3 社のため。

なお、訂正後の資料はこちらに掲載しております。

資料 1

2023 年 4 月 14 日 電 気 事 業 連 合 会

カルテルに係る公正取引委員会からの申し入れに対する対応について

3月30日、公正取引委員会より、旧一般電気業者等が、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと公表されました。また、弊会は違反行為に係る命令の対象とはなっていないものの、公正取引委員会より、独占禁止法違反行為の再発防止に関する申し入れを受領いたしました。本申し入れを受けて、同日、弊会会員各社へ、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう周知徹底等を行っております。また、弊会としては、本申し入れの内容を踏まえて調査を行うこと、調査結果によって判明した事実に基づき、必要な事項を洗い出し、行動規範に規定するとともに、各社および弊会の業務運営に反映することとしております。(3月30日お知らせ済み)

このたび、弊会では、弁護士による専門チームを設置し、本申し入れで指摘された事実関係を把握するための調査を行うことといたしました。専門チームにおいては、違反行為を指摘された各社に対するヒアリングや、ヒアリング結果を踏まえて選定した対象者へのアンケート等について現在準備を進めているところです。

【調査目的】

- ① 公正取引委員会からの申し入れ内容を踏まえ、弊会として以下の事実関係を把握すること
 - ・弊会会員間において、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等に ついて情報交換が行われていた等の指摘に関する確認
 - ・一部の会員間において、弊会の会合の機会や、弊会で構築した関係を利用して違反行為に係る情報交換が行われていたという指摘に関する確認
- ② 上記調査の結果に基づく原因分析
- ③ 弊会会員間において、本件違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないようにするための再発防止策の提言

【調査体制】

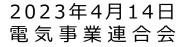
弁護士による専門チーム(本日、4月14日付けで設置)

【調査方法】

以下の方法を含む必要な調査を実施する。

- ・ヒアリング:違反行為を指摘された各社** ※中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、 九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社の6社
- ・アンケート:ヒアリング結果を踏まえ対象を選定

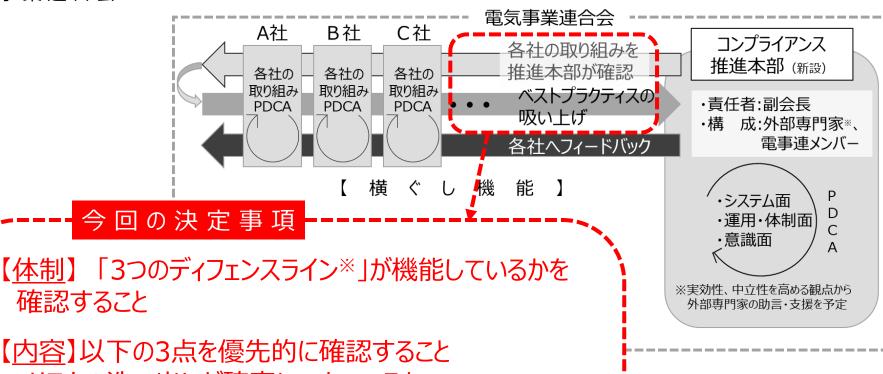
今後、専門チームによる調査の結果を踏まえ、再発防止策を策定し、独占禁止法の遵守と競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営を徹底してまいります。



確認すること

行為規制等遵守に向けた業界大の取り組み

資料2



【内容】以下の3点を優先的に確認すること

- ・リスクの洗い出しが確実にできているか
- ・3つのディフェンスラインのそれぞれの役割が明確化 されているか
- 定期的にモニタリングができているか

【目途】まずは、本年6月末までに、これらの確認を実施 すること

> ※ 組織の部門を、「1線:現業部門」、「2線:リスク管理部門」、「3線:内部監査部門」 に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割(ディフェンスライン)を担わ せることによって内部統制を実行していくという考え方